

年 月 卒業学生対象 求人申込書

日本女子大学

年 月 日

--	--

受付No.

求人先	カナ	名称		代表者	役職名 カナ 氏名														
	本社所在地				〒_____		設立	年 月			系列								
	電話				() - (代表・直通)		資本金	払込済 億 万円			年商	円							
	HP	http://																	
	事業内容			従業員数	名			株式	上場	1部									
					内大卒男 名					2部									
内大卒女 名						非上場	地方												
内本学卒 名						非株式	店頭												
採用担当	書類提出先	〒_____		採用担当者	役職名 部 課														
		電話 () -			カナ														
		FAX () -			氏名														
	e-mail																		
採用条件	学科指定有・無	家政学部				文学部		理学部			人間社会学部								
		児	食 (食・管)	住 (居・建)	被	経	日	英	史	数物情報 (数・物・情)	化学生命 (化・生)	現	社	教	心	文			
	その他	大学院	可	・	否	既卒者	可	・	否	留学生	可	・	否	障がい者採用	有	・	無		
	職種	できるだけ詳しく					ヨース別採用		総合職					・	準総合職	・	一般職	・	専門職
	勤務予定地	無・有 ()					勤務時間		平日 時 分～ 時 分										
	転勤	無・有 ()							曜 時 分～ 時 分										
	大学卒採用予定者数	前年度大学卒採用実績				休日	週休2日制 (完全・隔週・月回)					再雇用制度							
	名	名	女	名	男		名	その他 ()					有				・	無	
	初任給	年度 現行・見込					定年		歳			労働組合		有				・	無
		職種					平均勤続年数		年			自宅外生		可				・	不可
基本給		円		円		通勤時間の目安		分まで			寮・社宅		有				・	無	
手当		円		円		社会保険		健康・厚生・雇用・労災・その他 ()											
手当		円		円		その他の条件													
計		円		円															
通勤費		全額				() 円迄		応募締切日		月 日			／	随時					
賞与年回	ヶ月／昇給年回				円(%)		応募方法		自由応募					・	その他 ()				
採用試験	説明会	日時	場所 事前連絡 要・不要				試験内容	筆記：語学・常識・論文・作文 専門 () 適性検査 () 面接 () 回 健康診断：			必要書類	() 履歴書 () 成績証明書 () 卒業見込証明書 () 健康診断書 本人 持参					・	郵送	
	採用試験	日時	場所 事前連絡 要・不要																

・郵送・FAX・電子メールのいずれも受け付けております。

・本学求人申込書 (HPよりダウンロードも可能) をご利用いただくか、貴社作成の求人票をお送りください。

在籍調査にも是非ご協力をお願いいたします。(word/PDF) 右記QRコードからアクセスし、ご使用ください。

(送付先) 〒112-8681 東京都文京区自白台2-8-1 日本女子大学 学生生活部 キャリア支援課

TEL 03-5981-3342 FAX 03-5981-3346 E-mail. n-employ@atlas.jwu.ac.jp



自己申告書

年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

代表者名

印

対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

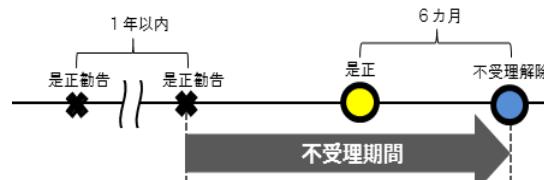
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

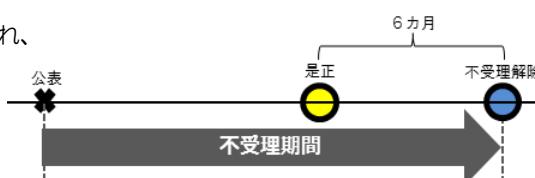
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、
労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6ヶ月が経過していない。



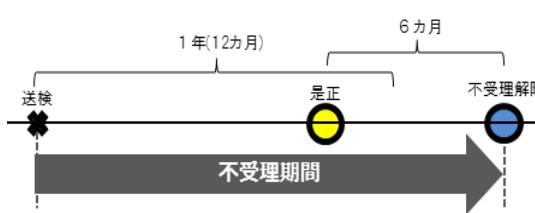
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6ヶ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

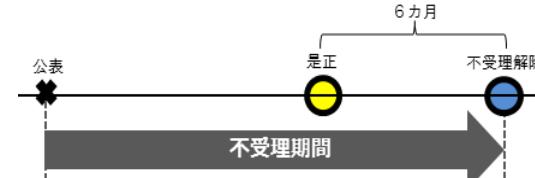
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年が経過していない。
 c 是正してから6ヶ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、
企業名が公表※され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6ヶ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6ヶ月が経過していない。